

熊本県告示第 957 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成 15 年 9 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	南田島 豊田線	鹿本郡植木町大字平井字井手上 1667 番 2 地先から 同所 字井手下 1330 番 1 地先まで	620.0	単交安
"	植木 河内港線	鹿本郡植木町大字鏡田字屋敷 1945 番 2 地先から 同所 字南原 82 番 1 地先まで	436.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成 15 年 9 月 30 日

熊本県告示第 958 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成 15 年 9 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	阿蘇郡西原村大字小森字桑鶴 2179 番 1 地先から 阿蘇郡久木野村大字河陰字前川の上 3543 番 3 地先まで	7,066.0	単幹道

2 供用開始する期日 平成 15 年 10 月 10 日

熊本県告示第 959 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 15 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
多良木町訪問介護事業所 球磨郡多良木町大字多良木 1586 番地	社会福祉法人 多良木町社会福祉協議会 球磨郡多良木町大字多良木 1586 番地 那須 孝人	平成 15 年 9 月 18 日	43000200206117	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第 960 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 15 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子